

事務連絡  
令和2年4月10日

各区市福祉事務所長  
西多摩福祉事務所長  
各支庁長 } 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

4月11日（土曜日）及び4月12日（日曜日）に実施する  
一時宿泊施設提供終了後の取扱いについて

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく4月7日の緊急事態宣言に基づき、東京都では本日インターネットカフェ等について営業休止を要請しました。

このことにより、居所を失う方への対応として、東京都では住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）の窓口で、4月11日（土曜日）及び12日（日曜日）の両日に限り、同事業の対象外であるが、生活保護又は生活困窮者自立支援制度の対象と考えられる方に対し、一時的に宿泊施設を提供する予定です。

本来であれば、区市の生活保護及び生活困窮者自立支援制度の窓口により対応する方であるので、一時宿泊施設提供終了の4月13日（月曜日）に、相談の前夜に宿泊していたインターネットカフェ等の所在する区市の窓口を紹介させていただくことについて、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 区市の窓口の紹介について

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）の相談時に、利用者に対し、前夜の宿泊地、宿泊に困窮している状況、氏名、電話番号等を確認し、4月13日（月曜日）の午前中に、利用者に係る前夜宿泊地（ホテル所在地ではなくネットカフェ等所在地）の区市に対し、東京都を通じ、必要な情報を伝達するとともに、利用者に対し、当該区市の窓口を紹介する。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部  
保護課保護担当

箕・今関

電話：03-5320-4064